

奈良先端科学技術大学院大学公開講座規程

平成16年4月1日

規程第 98 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号）第72条第2項の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）において開設する公開講座に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 公開講座は、本学の教育研究を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資することを目的とする。

(開設)

第3条 公開講座の開設は、学長が決定する。

(開設時期及び場所)

第4条 公開講座は、原則として、本学の休業日に行うものとする。

2 公開講座は、本学の施設を利用して行うものとする。ただし、必要がある場合は、学外で実施することができる。

(講師)

第5条 公開講座の講師は、本学の教員をもって充てる。ただし、必要がある場合は、学外の講師を委嘱することができる。

(修了証書)

第6条 学長は、公開講座において所定の課程を3分の2以上出席し、修了したと認められる者に対し、修了証書を授与するものとする。

(講習料)

第7条 学長は、公開講座を受講する者から講習料を徴収することができる。

2 前項の講習料の額は、学長が決定する。

(事務)

第8条 公開講座に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。